

設 計	検 了	係 長	課長補佐	課 長	副 部 長	部 長

令 和 7 年 度

市道春野町6号線道路修正設計委託業務 見積参考資料

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、業務委託契約を拘束するものではない。
 ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
 ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

委託業務場所	高知市 春野町仁ノ	
委託業務日数	180 日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
		道路整備課

設 計 金 額	円	委 託 業 務 理 由
内 訳	業務 価 格	市道春野町6号線において、過年度に実施した道路詳細設計の成果を基に、最新の基準図書や工法を反映した内容への修正設計を行うものである。
	消費税及び 地方消費税相当額	
業務委託対象金額	円	委 託 業 務 の 大 要
(消費税及び地方消費税相当額抜き)		道路修正設計 補強土修正設計 N = 1 箇所
業務委託対象金額	円	土留工修正設計 自立式 (基本構造物) N = 1 基
摘要		施工計画 N = 1 式

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
道路修正設計					
道路詳細修正設計					明細表 第1号
	式	1			
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			
直接原価					
その他原価					
	式	1			

委 託 費 內 訳 表

委 託 費 內 訳 表

明細表 第 1号
道路詳細修正設計

明細表

単価表 第 1号 打合せ		単価表		(1)	
金額 : 内容 : 中間打合せ:0 回				1 業務 当り	
名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
主任技師	人	1			人件費
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:0 回					

単価表 第 2号

補強土修正設計

単価表

(1)

金額 :

内容 : 設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人	0.32			[1] 人件費
技師(B)	人	3.68			[1] 人件費
技師(C)	人	5.60			[1] 人件費
技術員	人	3.76			[1] 人件費
電子計算機使用料 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	箇所 当り)	

単価表 第 3号

土留工修正設計 自立式(基本構造物)

単価表

(1)

金額 :

内容 : 設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成

1 基 当り

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
技師(B)	人	1.36			[1] 人件費
技師(C)	人	2.16			[1] 人件費
技術員	人	2.40			[1] 人件費
電子計算機使用料 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	基 当り)	

単価表 第 4号 施工計画

金額 : 内容 :

単価表

(1)

1 式 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人	0.50			人件費
技師(B)	人	1.00			人件費
技師(C)	人	1.00			人件費
	(1	式 当り)	

諸 經 費 計 算 情 報

数量計算表(市道春野町6号線道路修正設計)

名 称	規 格	算 式	単位	数 量	計上数量
道路詳細修正設計					
打合せ	業務着手時、成果納入時		業務	1.0	1
補強土修正設計	設計計算、設計図、数量計算書、照査、報告書作成		箇所	1.0	1
土留工修正設計 自立式 (基本構造物)	設計計算、設計図、数量計算書、照査、報告書作成		基 式	1.0	1
施工計画				1.0	1

市道春野町6号線道路修正設計委託業務 特記仕様書

1 総 則

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、高知市（以下、「甲」という。）が受注者（以下、「乙」という。）に委託する市道春野町6号線道路修正設計委託業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

1-2 業務目的

本業務は、市道春野町6号線において、過年度に実施した道路詳細設計の成果をもとに、最新の基準図書や工法を反映した内容への修正設計を行い、道路改良工事の発注に必要となる設計図面及び数量の作成することを目的とする。

1-3 法令等の遵守

受注者は本業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-4 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-5 疑 義

本業務の実施にあたっては、本業務契約書、本業務特記仕様書等に定めがなき事項が生じた場合は、甲乙協議により決定するものとする。

1-6 業務場所

高知市春野町仁ノ（市道春野町6号線・主要地方道春野赤岡線 L=95.8m）

1-7 管理技術者及び照査技術者

「受注者」は、管理技術者及び照査技術者を定め、氏名、雇用証明（3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係）、経歴書及び資格証明書を書面でもって提出しなければならない。

（1） 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うに必要な能力及び経験を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者とする。

1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、次のいずれかを満たす者とする。

（ア）建設部門で選択科目を「道路」とする。

（イ）総合技術監理部門で選択科目を「建設で道路」とする。

2) 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「道路」とする。

3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「道路」とする。

(2) 照査技術者及び照査の実施

1) 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一のものが兼務することはできない。

2) 本業務における基本事業の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。又は、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

3) 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図-設計計算書間、設計図-数量計算書間等）の整合を確認のうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という）を原則として実施するものとする。

4) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。

1-8 提出書類

「受注者」は、業務の着手、完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

(1) 業務着手時

- 1) 着手届
- 2) 業務計画書
- 3) 管理技術者・照査技術者
- 4) 業務経験を証明する資料

(2) 業務完了時

- 1) 業務完了届
- 2) 業務成果目録書
- 3) その他発注者が指示する関係書類

1-9 業務期間

本業務の履行期間は、180日間とする。

2 業務内容

2-1 業務内容は、以下のとおりとする。

1) 道路詳細修正設計

①補強土修正設計 N= 1 箇所

春野町6号線と主要地方道春野赤岡線の交差点部において、現設計では、県道側の路肩構造物として補強土壁の施工を計画しているが、詳細設計の実施から複数年が経過していることを考慮し、最新の工法を含めた工法の比較検討を行い、決定した工法の施工に必要な資料の作成を行う。

②土留工修正設計 自立式（基本構造物） N= 1 基

補強土壁の施工にあたり、主要地方道春野赤岡線への掘削の影響が懸念されるため、自立式鋼矢板による土留工を想定しているが、地盤条件や施工条件等が現地に即した条件のもとで設計計算を実施し、設計図等の必要な資料の作成を行う。

③施工計画 N= 1 式

補強土及び土留工の修正設計の結果を反映した施工計画を行う。

2) 資料の貸与及び返却

1. 市道春野町6号線道路詳細設計委託業務 成果品

（平成29年度 高知市道路整備課発注）

2. 春野町6号線道路改良工事 工事監理資料 成果品

（令和7年度 高知市道路整備課発注）

その他資料において、発注者が保有する業務に必要と認められる関係資料等の成果書類（データ含む）など関係図書を受注者に貸与するが、「委託様式第23号 貸与品借用書・支給品受領書」に作成・提出のうえ、貸与とする。

受注者は必要がなくなった場合、「委託様式第24号 貸与品返還・支給品精算及び返還書」を作成・提出のうえ、直ちに返却しなければならない。

3 協議・打合せ

協議・打合せは業務着手時1回、成果品納入時1回の2回を標準とし、業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

なお、本業務遂行中に内容の変更等が生じた場合は別途協議する。

4 業務成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

4-1 成果品

（1） 報告書（簡易製本版） 2部

（2） 成果図面（縮小版A3サイズ） 2部

(3) 電子媒体 (CD-R) 正副 各 1 部

位置図

